

鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第209号）新旧対照表 第22条関係

改正後		改正前	
<p>○鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月19日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市条例第209号</p> <p>第1条 ～ 第15条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p>		<p>○鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月19日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市条例第209号</p> <p>第1条 ～ 第15条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p>	
区分	金額	区分	金額
道場利用料	1こね <u>3,300</u> 円（1こねの利用人数は、4人までとする。）	道場利用料	1こね <u>3,240</u> 円（1こねの利用人数は、4人までとする。）